

熊本市自転車利用推進協議会傍聴要領

制定 平成16年制定

改正 平成23年 4月 1日生活安全課長決裁

平成23年 6月23日生活安全課長決裁

令和 2年 9月 9日土木管理課長決裁

令和 4年 8月 3日自転車利用推進課長決裁

令和 5年 8月 7日自転車利用推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市自転車利用推進協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。

(2) 酒気を帯びていると認められる者。

(3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 熊本市自転車利用推進協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の指示に反する行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附則

この規程は、平成16年10月22日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年9月9日から施行する。

附則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市自転車利用推進協議会】